平成２１年（排）第１８号

排　除　命　令　書

東京都中央区日本橋小網町１５番９号
森友通商株式会社
同代表者　代表取締役　森　友　徳兵衛

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　森友通商株式会社（以下主文において「森友通商」という。）は，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売した「バリ５」と称する商品（以下主文において「バリ５」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１９年１０月ころから平成２０年１２月ころまでの間当該商品の包装容器の表面及び裏面において，当該商品を携帯電話端末又はＰＨＳ端末（以下主文において「携帯電話等」という。）に内蔵されている充電池の裏に設置して携帯電話等を使用することにより，当該商品が携帯電話等のアンテナとして機能することによって携帯電話等の電波の受信状態が大幅に向上するかのように，携帯電話等を使用できる時間が大幅に長くなるかのように，また，劣化した充電池の機能を再生し充電池の交換までの期間が大幅に長くなるかのように示す表示をしているが，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　森友通商は，今後，バリ５又はこれと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員

に周知徹底しなければならない。

3　森友通商は，今後，バリ５又はこれと同種の商品の取引に関し，表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく第１項の表示と同様の表示をしてはならない。

4　森友通商は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　森友通商株式会社（以下「森友通商」という。）は，肩書地に本店を置き，日用雑貨品の卸売業を営む事業者である。

2 (1) 森友通商は，平成１６年４月ころから平成２０年１２月ころまでの間，「バリ５」と称する商品（以下「バリ５」という。）を埼玉県川越市に所在する株式会社カクダイから仕入れ，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売していた。

(2) バリ５は，銅板に鉱石の粉末を塗布した商品であり，携帯電話端末又はＰＨＳ端末（以下「携帯電話等」という。）に内蔵されている充電池の裏に設置して携帯電話等を使用することにより，当該商品が携帯電話等のアンテナとして機能することによって携帯電話等の電波の受信状態が大幅に向上し，携帯電話等を使用できる時間が大幅に長くなり，また，劣化した充電池の機能を再生し充電池の交換までの期間が大幅に長くなるとする商品である。

(3) 森友通商は，バリ５の包装容器の記載内容を自ら決定している。

3　森友通商は，バリ５について，平成１９年１０月ころから平成２０年１２月ころまでの間，当該商品の包装容器の表面（別添写し１）に「電波受信大幅アップ」及び「電池の寿命も大幅アップ」と，同裏面（別添写し２）に「●特殊処理をした銅板（世界２８カ国［ＥＵ含む］特許取得済）がアンテナ機能を果たし、受信状態がグーンとアップします。」，「●電池の下に敷くだけで携帯電話、ＰＨＳの使用時間を大幅に長くする携帯電話、ＰＨＳ用・バッテリー機能再生シートです。」，「●劣化した充電容量の機能を再生し、電池の寿命を大幅に長くすることができます。」及び「【エネルギーのしくみ】　電池を繰り返し使用している（携帯電話、ＰＨＳの電池は放電を繰り返す）と内部に不純物（スラグ）が発生し、これが蓄積されると電子の流れを阻害して充電容量を少しずつ減少させてし

まいます。これが電池寿命が短くなる原因です。「バリ５」は、特殊に配合した鉱石微粒子素材を、銅板（特殊処理）に接着させることにより、電池内部に励起作用やイオン化作用が働き、電池内部の不純物（スラグ）を速やかに細分化、電池を活性化します。電池内部での電子イオンの流れをスムーズにします。」と記載するとともに，縦軸を「電圧（Ｖ）」，横軸を「経過時間」として，「※グラフは電話機に一定の負担をかけたときの計測値です。」と記載がある線グラフを掲載することにより，あたかも，当該商品を携帯電話等に内蔵されている充電池の裏に設置して携帯電話等を使用することにより，当該商品が携帯電話等のアンテナとして機能することによって携帯電話等の電波の受信状態が大幅に向上するかのように，携帯電話等を使用できる時間が大幅に長くなるかのように，また，劣化した充電池の機能を再生し充電池の交換までの期間が大幅に長くなるかのように示す表示をしている。

４　公正取引委員会は，前記３の表示について，景品表示法第４条第１項第１号に該当する表示か否かを判断するため，同条第２項の規定に基づき，森友通商に対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，森友通商は，当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが，当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

法　令　の　適　用

前記事実によれば，森友通商が行っていた表示は，景品表示法第４条第２項の規定により，バリ５の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって，かかる行為は，同条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成２１年３月９日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　　竹　　島　　一　　彦

委　員　　濱　　崎　　恭　　生

委　員　　後　　藤　　　　晃

委　員　　神　　垣　　清　　水